

持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業
「成果につながる事業展開に向けた実践的調査研究」

委託調査概要

- 1 委託期間 委託を受けた日から令和5年3月10日
- 2 調査研究課題 持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業「成果につながる事業展開に向けた実践的調査研究」

3 調査研究の計画等

(1) 調査研究の趣旨

平成24年12月、消費者教育推進法が施行、平成25年6月には本法律を受けて「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成30年3月には、消費生活を取り巻く現状や課題等を踏まえて改訂された。また、平成30年6月には、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が成立し、民法の成年年齢が令和4年度より18歳に引き下げられる等、消費者教育を取り巻く社会情勢や環境も変化してきたところである。

このような状況を受け、消費者教育をめぐる最新の状況も踏まえた課題を把握するとともに、成年年齢引下げの議論も踏まえ、消費者教育を推進するために有効な方策を検討するため、これまで実施した「消費者教育に関する取組状況調査」の結果をもとに当該変化等について調査を実施する。なお、本調査研究は、文部科学省が開催する有識者から成る委員会（以下、消費者教育推進委員会という）の意見・助言を得て実施し、詳細は文部科学省と相談する。

また、調査データの分析は消費者教育推進委員会の意見を基に作成するものとする。

(2) 調査研究計画

■調査内容・調査方法

平成 22 年度、平成 25 年度、平成 28 年度、令和元年度、令和 3 年度に実施された「消費者教育に関する取組状況調査」の調査結果報告書をもとに経年比較等を行い、状況の変化と今後の課題について分析等を実施し、報告書としてまとめること。当該調査研究の実施については、消費者教育推進委員会の意見を踏まえるとともに、文部科学省の指示に従って行う。

また、先進的な取組を実施している団体・機関等（地方自治体を含む）に対してヒアリング調査を実施する。

1) 過去調査の経年比較・分析

平成 22 年度、平成 25 年度、平成 28 年度、令和元年度、令和 3 年度に実施された「消費者教育に関する取組状況調査」の調査結果報告書をもとに経年比較等を行い、状況の変化と今後の課題について分析等を実施する。

なお、過去 5 回の調査における、調査項目は以下の通り。5 ケ年の比較ができる項目を赤字、3～4 ケ年の比較ができる項目を青字にしている。

■教育委員会調査 調査項目(過去5回調査)■

		H22	H25	H28	R1	R3
消費者行政部 局、消費者団 体、企業等と の連携状況に ついて※1	教育振興基本計画における消費者教育に関する記載の有無		○		○	○
	地域協議会(H28、H25=連絡協議会、H22=消費者関連部局との連絡協議会)の設置	○	○	○	○	○
	連絡協議会名及び設置時期	○				
	連絡協議会の開催頻度	○				
	連絡協議会の構成メンバー	○		○		
	連絡協議会の設置による成果	○		○		
	連絡協議会の課題	○		○		
	連絡協議会を設置していない理由	○		○		
	消費者教育推進地域協議会の設置の有無			○		
	地域協議会に期待する役割		○	○	○	○
	委員会・研究会等の設置の有無			○		
	委員会・研究会等で実施した内容			○		
	消費生活センターとの連携の有無	○				
	消費生活センターと実施した取組内容	○	○	○		
	消費生活センターに期待する役割			○		
	消費者教育を実施する際の連携先				○	○
	消費者教育を実施する際の連携先と実施している取組				○	○
	コーディネートを行う人材・機関等の有無			○	○	○
	コーディネートを行う人材・機関			○	○	○
	消費者団体や企業・事業者団体と実施した取組内容		○	○		
地方消費者行政強化交付金(H28=地方消費者行政推進交付金、H25=地方消費者行政活性化基金)の活用			○	○	○	○
交付金の活用内容		○	○	○	○	○
社会教育関連 の取組につい て	社会教育分野での消費者教育関連の取組の有無	○	○	○	○	○
	社会教育分野での消費者教育関連の取組	○	○	○	○	○
	社会教育分野での消費者教育関連の取組の内容	○	○	○	○	○
	教育委員会が実施している取組における効果測定の有無	○				
	成年年齢引き下げに伴い「社会教育分野」で新規・拡充した取組の有無			○	○	○
	成年年齢引き下げに伴い「社会教育分野」で新規・拡充した取組			○	○	○
	成年年齢の引き下げに伴い、新規・または拡充して実施する取組で目指すもの			○	○	○

		H22	H25	H28	R1	R3
	社会教育における消費者教育関連の取組について	○		○	○	○
学校教育関連 の取組につ いて	学校における消費者教育の実施状況の把握について	○				
	学校の消費者教育を支援する取組	○		○	○	○
	成年年齢の引き下げに伴う新規・拡充した取組の有無			○	○	○
	成年年齢の引き下げに伴い実施される新規・拡充した取組の有無			○	○	○
	成年年齢の引き下げに伴い、新規・拡充した取組の目標			○	○	○
	教職員研修の有無				○	○
	教職員研修について				○	○
	教職員研修における消費者教育の取り扱いの有無	○	○	○	○	○
	教職員研修における取扱いの状況	○	○	○		
	消費者教育に関する内容を扱う研修の実施内容	○	○	○	○	○
	教職員研修の一部における実施内容			○		
	管理職研修における消費者教育の取り扱いの有無			○		○
	管理職研修における取扱いの状況			○		
	協議会(教員育成協議会)や分科会の構成員における消費者教育関連団体の有無				○	○
	協議会(教員育成協議会)や分科会における消費者教育の取り扱いの有無				○	○
教員免許状更新講習における消費者教育の取り扱いの有無				○	○	
教育委員会と消費者担当部局との人事交流	○					
今後の対応に ついて※2	「推進法」等を踏まえ、新規・拡充した取組の有無		○	○	○	○
	「推進法」等を踏まえ、新規・拡充した取組の内容			○	○	○
	消費者教育に関する取組(その他、消費者教育に関して特記すべき取組)	○				
	重点的に行っている・行いたいと考えている取組※3	○	○	○	○	○
	消費者教育の推進における課題	○	○	○	○	○
	消費者教育の推進における課題解決に必要なこと	○	○			

※1：平成 25 年度は「消費者行政部局等との連携状況について」、平成 22 年度は「消費者担当部局との連携について」

※2：平成 28、25 年度は「「推進法」等を踏まえた、今後の対応について」、平成 22 年度は「消費者教育に関する今後の取組・課題について」

※3：平成 25、22 年度は今後の取組についてのみ記載

■大学調査 調査項目(過去5回調査)■

		H22	H25	H28	R1	R3
学生生活支援・消費者問題全般 (H22のみ)	学生生活支援における課題					
	学生生活支援における対策・対応					
	消費者問題に関する課題					
学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について	学生に対する啓発・情報提供	○	○	○	○	○
	学生に対する啓発・情報提供の内容	○	○	○	○	○
	教職員に対する啓発・情報提供	○	○	○	○	○
	教職員に対する啓発・情報提供の方法					
	学生に対する消費者問題の相談窓口※1	○	○	○	○	○
学生相談体制等 (H22のみ)	相談対応を行う教職員に対する研修					
	消費者問題に関する相談内容					
	消費者問題に関する相談内容(具体的に)					
大学等において実施している消費者教育関連の取組について	啓発・情報提供や相談窓口以外の取組内容	○	○	○	○	○
	実施した代表的・特筆した取組※2	○	○	○	○	○
	教職課程における消費者教育の取り扱い	○			○	○
	教員免許状更新講習における消費者教育の取り扱い			○	○	○
	成年年齢の引き下げを踏まえ、新規・拡充した取組の有無			○	○	○
	成年年齢の引き下げを踏まえ、新規・拡充した取組の内容			○	○	○
	成年年齢の引き下げを踏まえ、新規・拡充した取組の目標			○	○	○
コロナ禍の影響					○	
他機関との連携状況について	他機関との連携	○	○	○	○	○
	他機関との連携内容	○※3	○	○	○	○
	他大学等との連携			○		
今後の対応について※4	消費者教育について特記すべき取組	○				
	「推進法」等を踏まえ新規・拡充した取組の有無※6		○	○	○	○
	「推進法」等を踏まえ新規・拡充した取組※6			○	○	○
	「消費者教育フェスタ」への参加の有無			○		

		H22	H25	H28	R1	R3
	現在重点的に行っている取組、今後重点的に行いたい取組※5※6	○	○	○	○	○
	消費者教育の推進における課題※6	○	○	○	○	○
	課題解決のために必要なこと	○	○			

※1：平成22年度のみ「学生相談体制等」のカテゴリでの質問

※2：平成22年度のみ別途「授業・ゼミにおける消費者教育の実施」のカテゴリを設定、その部分に記載

※3：平成22年度のみ「消費者生活センターとの連携内容」、「消費生活センター以外の連携先との具体的な取組内容」

※4：平成28年度は「「推進法」等を踏まえた、今後の対応について」、平成22年度は「今後の取組・課題について」

※5：平成25、22年度は今後の取組についてのみ記載

※6：令和3年度のみ、「他機関との連携状況について」に記載有

<分析における工夫点>

本調査の分析にあたっての工夫点は、下記の通り。

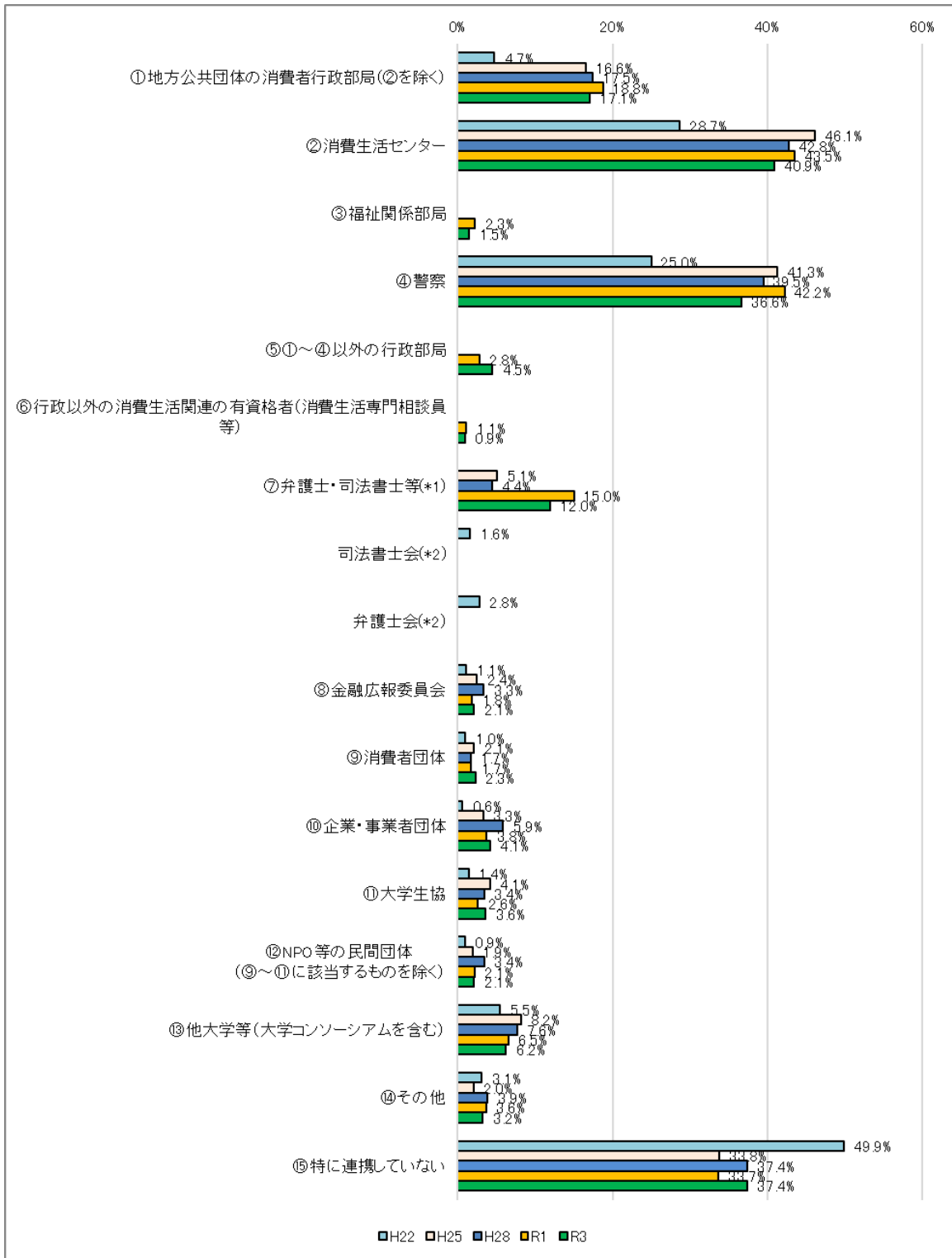
<p>✚ 平成22年度、平成25年度、平成28年度・令和元年度・令和3年度の調査結果について比較を行い、大学・教育委員会における消費者教育の取組状況や課題の傾向を明らかにする。</p> <p>✚ その他、消費者教育推進委員会のご意見を踏まえ、今後取り組むべき課題を明らかにする。</p>

今回の調査では過去データをもとに時系列分析を実施し、12年での取組状況の変化、さらには、どのような自治体・大学（都市部／地方部、規模など）において、取組の推進が進んだか／遅れているかなどを明らかにする。

調査の経年比較の例として、例えば以下があげられる。

【大学調査】Ⅲ. 他機関との連携状況について

(1) 他機関との連携

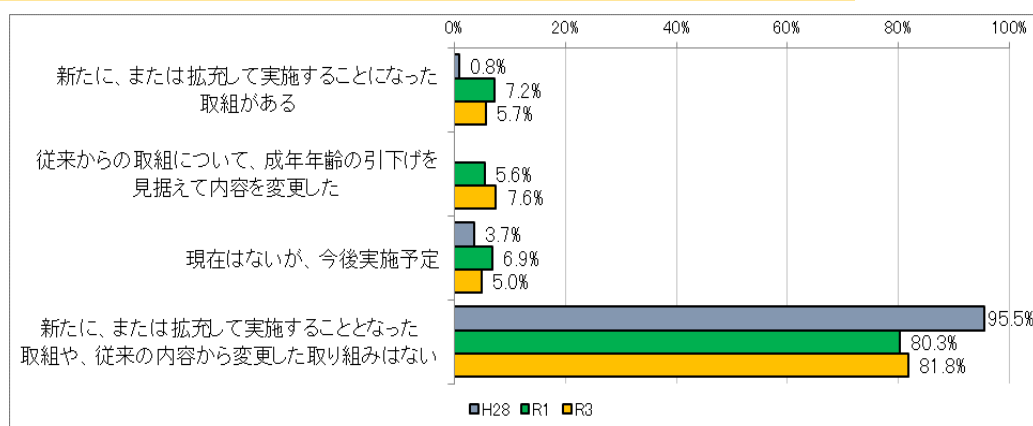


平成 22 年度調査では「⑮特に連携していない」が 49.9%であったが、最新の令和 3 年度調査では 37.4%に減少している。一方で、例えば「①地方公共団体の消費者行政部局（②を除く）」等といった他の選択肢の回答が平成 22 年度調査と比較して増加傾向にある。

また、過去 3 回の調査における、成年年齢引き下げに関する項目では以下のような傾向がみられる。

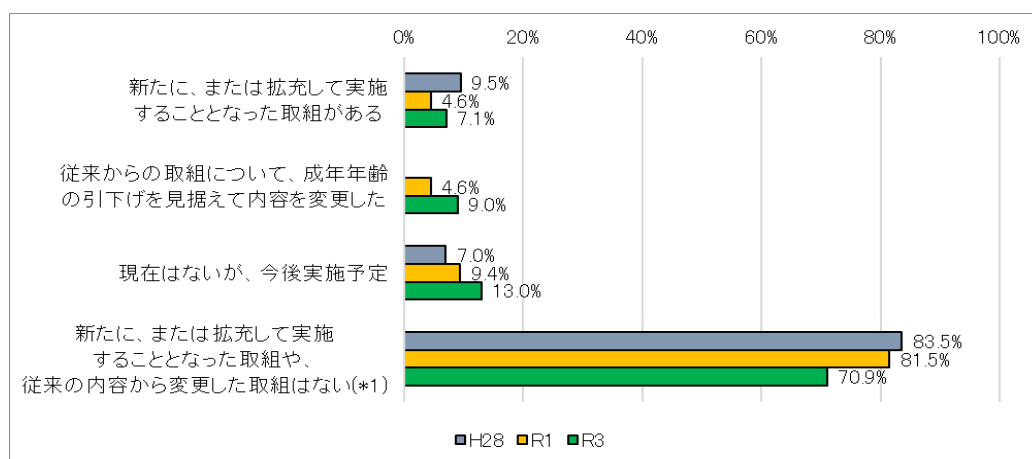
【教育委員会調査】II.社会教育関連の取組について

(4)成年年齢引き下げに伴い「社会教育分野」で新規・拡充した取組の有無



【大学調査】II.大学等において実施している消費者教育関連の取組について

(5)成年年齢の引下げを踏まえ、新規・拡充した取組の有無



教育委員会、大学いずれも、「新たに、または拡充して実施することとなった取組や、従来の内容から変更した取組はない」が平成 28 年度調査から 10%以上減少している。また、大学調査では、「現在はないが、今後実施予定」の回答が少しずつ増加している。

このように、本調査では過去調査の各項目における経年比較を実施し、消費者教育の取

組状況や潜在する課題を分析していく。

また、平成 28 年度以降のデータは必要に応じてクロス集計（大学：国公立別、自治体：市区町村別）を行い、変化の要因を探ることも検討する。さらに、必要な場合は個票データを紐づけて分析することも検討する。

2) ヒアリング調査

先進的な取組を実施している団体・機関等（地方自治体を含む）に対してヒアリング調査を実施する。

調査項目（案）は下記のとおり。

■調査項目(案)■

<ul style="list-style-type: none">・消費者教育の取組概要（実施の経緯・背景、目的等）・体制（担当部局、連携先、キーパーソン等）・消費者教育の内容・消費者教育提供の対象、実施場所、機会・実績（実施回数、対象人数など）・特色・SDGs に関連した取組・学習指導要領の改訂を受けて実施した取組（※教育委員会）・取組による効果、実施における工夫、課題	等
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

消費者教育推進委員会の意見を踏まえて過去調査や文献調査等から調査対象を選定し、先進事例についてヒアリング調査を行う。

■ヒアリング調査の仕様(案)■

	仕様
対象者	教育委員会・大学等
対象抽出の視点	・消費者教育について積極的な取り組みを行う教育委員会・大学等 －消費者教育の提供などの取組等を活発に実施している事例(回数、参加者数等) －他の自治体・学校・自治体の参考となるような特徴的な工夫を行っている取組 －自治体の人口規模、地域、運営主体、実施場所、対象年齢等、バランスよく幅広く抽出
実施件数	●3～5 件程度
調査方法	●予算・スケジュール制約等を考慮し、以下の方法でヒアリングを実施する。 現地ヒアリング・オンライン・電話・メールヒアリング ※現地ヒアリングは新型コロナウイルス感染症の状況も鑑みて実施

現時点で想定されるヒアリング調査対象事例（案）は、下記の通り。

■調査対象事例(案)■

【教育委員会】

対象	取組概要
静岡県	県のポータルサイト「なるほど！消費者教育」にて、各学校の取組事例や、消費者教育の専門家による特集コラム、消費者教育データベース等を掲載している。 http://www.shizuoka-shohi.jp/column/
群馬県	民法改正にともない、2022年(令和4年)4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、多くの人が高校3年生で成人に達することから「アラウンド成人年齢」である高校生を対象とした学習用教材を作成した。 https://www.pref.gunma.jp/05/c0900482.html
千葉県木更津市	令和3年4月20日に一般社団法人SDGs支援機構から、持続可能な開発目標SDGsをわかりやすく紹介した「SDGs学習アニメセット」が寄贈されたことに伴い、市では、市内小・中学校での教材や、セミナー、職員研修等で活用するほか、市内企業や団体等へ提供するなど、オーガニックなまちづくり及びSDGsの普及啓発に活用している。また、市内中学校へのSDGs出前授業を実施している。 https://www.city.kisarazu.lg.jp/shisei/keikaku/organic/1002785.html

【大学】

対象	取組概要
京都大学	京都大学の学部生、院生と教職員で構成されたエコ〜ど京大という団体があり、全員参加型で環境負荷を低減する「持続可能なキャンパス」(サステナブルキャンパス)の実現を目指して、多様な視点から環境問題について考えると同時に、地域を巻き込みながら行動を起こすことを目指している。 https://eco.kyoto-u.ac.jp/?page_id=2772
東洋大学	環境問題について全学的に取り組むため、エコキャンパス推進委員会を設置し、「環境教育部会」と「環境施設部会」の2つの専門部会を設けて活動を行っている。また、キャンパスのある東京都文京区の脱炭素社会実現への取組への協力等、様々な取組を実施している。 https://www.toyo.ac.jp/sdgs/list/
山梨大学	山梨大学では各学部・大学院の授業科目でSDGsに関連した科目を設けている。それぞれの専門分野で学ぶ学生が、SDGsの理解を深め、SDGsの課題について積極的に向き合っている。 https://www.yamanashi.ac.jp/sdgs/learning#sdg_top_menu

3) 報告書の作成

1)、2)の結果について、消費者教育推進委員会の意見を基に現状と課題の分析を行うとともに、その分析結果及び消費者教育推進委員会の意見等をまとめた報告書を作成する。調査結果報告書の電子データ(CD-R)及び当該報告書を作成する際に生成された元データについて文部科学省へ納品する。

報告書の構成(案)は、下記の通り。

■報告書の目次構成■

1. 調査概要
2. 過去調査結果の経年比較・分析
3. ヒアリング調査結果
4. まとめ(※消費者教育推進委員会委員のご意見も踏まえて)

■作業計画

本調査のスケジュールは以下のとおり想定している。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 過去調査の経年 比較・分析		→		→			
(2) ヒアリング調査				→	→		
(3) 報告書作成					→	→	3月10日 納品